

〇〇ビル 工事中の消防計画

※本計画に定めるもの以外のものについては、既設の消防計画によります。

〇〇年 〇 月 〇 日作成

第 1 工事計画及び施工に関すること

1 工事概要

〇〇〇ビル△△階の事務所を撤去し、新規に飲食店が入居するのに伴う内装改修の工事を
 行う。

2 工事日程表	〇〇年〇月〇日～ 〇〇年〇月〇日まで	
3 工事範囲	別図参照	
4 機能に支障を生じる消防用設備等	(有) ・ 無	別紙 1
5 機能に支障を生じる避難施設等	(有) ・ 無	別紙 2
6 火気を使用する設備器具（以下、「火気 使用設備器具」という。）等の使用等	(有) ・ 無	別紙 3
7 危険物等を取り扱う作業等	(有) ・ 無	別紙 4
8 連絡先	〇〇株式会社 〇〇 〇〇 ☎ 〇〇〇—〇〇〇〇	
	現場事務所 ☎ 〇〇〇—〇〇〇〇	
9 緊急連絡先	工事施行責任者 〇〇 〇〇 ☎ 〇〇〇—〇〇〇〇	
10 その他	内装工事 株式会社 〇〇美装 責任者 〇〇 〇〇	
	☎ 〇〇〇—〇〇〇〇	
	空調設備 〇〇空調株式会社 責任者 〇〇 〇〇	
	☎ 〇〇〇—〇〇〇〇	
	消防用設備 株式会社〇〇設備 責任者 〇〇 〇〇	
	☎ 〇〇〇—〇〇〇〇	

第2 工事中の防火管理体制に関すること

1 出火防止対策

(1) 日常の火災予防

□ア 防火担当責任者及び火元責任者 を別表1「日常の火災予防組織」のとおり指定し、それぞれの任務に従って日常の火災予防を行う。

□イ 火元責任者 は、別表2「日常の自主検査チェック表」を用いて、担当区域の日常の火災予防について毎日自主検査を実施する。

□ウ 火元責任者 は、自主検査の結果、異常が認められたときは、防火管理者 に報告し、指示を受けて対処する。

エ その他

(ア) 防火担当責任者は別表2の自主検査の結果を毎月〇回防火管理者に報告し、検印
を受ける

(イ) 工事施行責任者は、作業の開始前又は作業終了時にその日及び翌日の作業内容に
ついて、防火管理者に報告する。

(ウ) 防火管理者は、作業員が火気を使用する場合には、周囲をよく点検し、必要な指
示を与える。

(2) 放火防止対策

□ア 建物の外周部及び階段等には、可燃性の工事中資材又は梱包材等は置かないようにする。やむを得ず置く場合は整理整頓し難燃性シート等で覆い保管する。

□イ 工事施行責任者 は、作業終了後に施錠を最終的に確認する。

□ウ 工事関係者以外の者の工事部分等への立ち入りは禁止とし、火元責任者及び警備員 が、工事部分等への出入りをチェックする。

エ その他

警備員又は保安員は、工事部分等の巡回警備を行う。

(3) 喫煙管理

□ア 喫煙をする場合は、〇階の休憩室及び〇〇の喫煙所の喫煙場所で行う。

なお、喫煙場所には、その旨を掲示する

□イ 火元責任者は、毎日作業終了後に吸殻を集め、指定された不燃性容器に入れて処理を行う。

ウ その他

喫煙場所周囲には、可燃物等を放置しない。

(4) 延焼拡大防止

□ア 防火戸、防火シャッターの周囲には、延焼媒体となる可燃物や開閉障害となる物品を放置しない。

□イ 工事中は、作業のため必要がある場合を除き、防火戸、防火シャッターは努めて閉鎖する。

□ウ 防火戸、防火シャッターは、作業終了後努めて閉鎖する。

エ その他

2 相互連絡体制

□(1) 防火管理者は、火災予防上必要な事項について、必要に応じて、工事責任者等に指導、監督を行う。

□(2) 防火管理者は、工事関係者等と工事の開始前に十分協議を行う。

□(3) 工事責任者は、工事の開始・終了の報告、溶接・溶断作業の事前報告、危険物品の持込み・使用の事前報告を防火管理者に行う。

□(4) 工事部分内又は使用している部分から火災が発生した場合は、相互連絡体制を図る。

(5) その他

防火管理者と工事責任者等は適宜又は定期的に連絡会を開催し、工事の進捗状況と防火管理対策について、連絡調整、確認を行う。

3 震災対策

(1) 日常の震災対策

- ア 震災対策を実施する責任者は、防火管理者とする。
- イ 建築物の倒壊、施設物の転倒、落下防止及び火気使用設備器具からの出火防止を重点とし、次の事項について予防措置を実施する。

(ア) 工事用資器材等の転倒防止措置

(イ) 工事用足場、資材等の落下、飛散防止措置

(ウ) その他

a 建築物、工作物等の安全確保のための点検と補強

b 火気使用設備器具の点検と安全措置

c 火気使用設備器具は、自動消火装置等の作動状況の検査

d 危険物品は転倒、飛散防止措置

ウ その他

震災に備えて、必要な非常用物品を備える。

(2) 地震後の安全措置

- ア 地震発生直後は、身の安全を守ることを第一とする。
- イ 工事関係者は、揺れがおさまったら、直近の火気使用設備器具の元栓、器具栓の閉止又は電源遮断を行い、火元責任者はその状況を確認する。
- ウ 各設備器具等は、安全を確認した後に使用する。
- エ 工事施行責任者は、地震動終了後、工事部分等を点検、確認し、被害状況を防火管理者に報告する。

オ その他

被害があった場合は、応急措置を行い状況によっては工事を中止する。

(3) 警戒宣言が発せられた場合の対応措置

全ての作業を中止し、自衛消防隊を活用して、次の事項について被害防止措置を実施する。

- ア 工事用足場等転倒、落下のおそれのあるものの点検と補強
- イ 警戒宣言が発せられた場合の、全工事人への周知徹底
- ウ 危険物品等の安全な場所への搬出

エ その他

4 自衛消防について

組織の編成

○自衛消防本部	
自衛消防隊長（工事施行責任者）	〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇
自衛消防副隊長（防火管理者）	〇〇 〇〇
通報連絡係	〇〇 〇〇

工事地区 班長 〇〇 〇〇	通報連絡係 〇〇 〇〇
	消 火 係 〇〇 〇〇
	避難誘導係 〇〇 〇〇
	安全防護係 〇〇 〇〇
	応急救護係 〇〇 〇〇

- 1 この隊の編成表は、現場事務所、工事人休憩室の見やすいところに掲示する。
- 2 各班及び班員の指定は、工事現場の規模、工事人の数に応じて、具体的に任務分担し、自衛消防隊活動の内容を周知させる。

5 消防機関との連絡

(1) 届出事項

種 別	届 出 等 の 時 期
工 事 中 の 消 防 計 画 作 成 (変 更) 届 出	工事中の消防計画を作成又は変更したとき
訓 練 実 施 の 通 報	自衛消防訓練を実施するとき

(2) 連絡事項

消防用設備等の代替措置等について	工事施行上やむを得ず機能を停止等する場合、事前に消防署と連絡を密にして、火災予防上安全な措置を図ります。
------------------	--

6 避難経路

□(1) 工事部分等における避難経路図を作成し、工事部分の出入口、工事人の休憩室、現場事務所、その他見やすい場所に掲示する。

□(2) 避難経路には、資材等の物品が置かれないよう確保する。

(3) その他

二方向避難を確保する。

7 防火区画

□(1) 防火区画については、別図のとおり。

□(2) 工事施行責任者は、防火区画に異常がないかどうかを自主検査チェック表に基づき確認し、破損等を発見した場合は、直ちに改修する。

(3) その他

使用部分と工事部分は、完全に区画を行う。

第3 工事期間中の工事人への教育・訓練の実施及び工事中の消防計画の周知に関すること

1 防火・防災教育

(1) 防火・防災教育の実施時期等

防火・防災教育の実施時期、実施責任者、実施対象者、実施回数は下表のとおりとする。

対象者	実施時期	実施回数	実施責任者		
			防火管理者等	工事施行責任者	その他
全 員	工事開始前	1回以上	○		
	作業開始前	毎日		○	
工事施行責任者	工事開始前	1回以上	○		
	随 時	必要の都度	○		

(2) 防火・防災教育の内容

対 象 者	実 施 内 容
全 員	1 工事中の消防計画について
	2 遵守事項の徹底について
	(1) 火気管理、喫煙管理
	(2) 避難施設等の維持管理
	(3) 危険物品等の管理
	3 災害発生時の対応要領について
工事施行責任者	1 工事中の消防計画について
	2 各自の任務分担と責任範囲について
	3 日常の火災予防の徹底について
	4 自主検査チェック表による自主検査の徹底について
	5 災害発生時における工事部分と使用している部分の連絡体制の徹底について

(3) その他

臨時的に就業する作業員等に対しては、工事施行責任者が個別に防火・防災教育を実施し
徹底を図る。

2 訓練

(1) 訓練種別及び実施時期等

訓練種別	実施時期又は 実施回数	参加者	訓練内容
消火訓練	○月 ○回	全員	消火器の取扱い等
通報訓練	○月 ○回	全員	119番通報・館内連絡要領等
避難訓練	○月 ○回	全員	工事部分の避難経路の確認 避難誘導要領
総合訓練	○月 ○回	全員	工事部分と使用部分の連携活動

(2) その他

建物全体で実施する総合訓練には、必ず参加する。

3 工事中の消防計画の周知に関すること

□(1) 防火管理者は、前記の防火・防災教育及び訓練を通して、全従業員、工事人に対して、工事中の消防計画を周知徹底する。

(2) その他

工事人が日時によって変わるので、その都度周知徹底を図る。

別紙 1

機能に支障を生じる消防用設備等の代替措置に関すること

第 1 消防用設備等		
種類・区域	支障を生じる期間	代替措置の概要
スプリンクラー設備 △階工事部分全域	○月 ○日 ○時 ○分～ ○月 ○日 ○時 ○分	・消火器○○本増設
自動火災報知設備 △階工事区域内	○月 ○日 ○時 ○分～ ○月 ○日 ○時 ○分	・感知器を仮設工事し機能確保 ・発信機の機能確保
非常ベル、放送設備 △階工事区域内	○月 ○日 ○時 ○分～ ○月 ○日 ○時 ○分	・仮設工事により機能確保 ・携帯用拡声器の備え付け
誘導灯 △階工事区域内	○月 ○日 ○時 ○分～ ○月 ○日 ○時 ○分	・移設し機能確保
避難器具（緩降機） △階工事区域○側	○月 ○日 ○時 ○分～ ○月 ○日 ○時 ○分	・移設し、機能確保
第 2 管理の方法等	1 工事施行責任者及び警備員等による巡回の回数を増やす等、監視体制を強化する。（毎日○時間ごとに巡回を実施する。）	
	2 機能を停止する消防用設備等の種類、停止時間及び停止部分は必要最小限にする。	
	3 機能を停止する工事は、営業時間等以外の時間に行う。営業時間が昼夜にわたる場合は、昼間に工事を行う。	
	4 工事施行責任者は、防災センター等に工事内容（機能が停止する設備等）について、連絡を密にする。	
	5 工事終了後、工事施行責任者が点検を実施し、再度警備員等による点検を実施する。	
	6 機能を停止する場合は消防機関と協議する。	

別紙 2

機能に支障を生じる避難施設等の代替措置に関すること

第 1 避難施設及び非常用進入口等		
種 類 ・ 区 域	支 障 を 生 じ る 期 間	代 替 措 置 の 概 要
避難階段 工事部分の西側階段	○月 ○日 ○時 ○分 ～○月 ○日 ○時 ○分	<ul style="list-style-type: none"> ・誘導灯を移設し、表示を変更 ・工事部分東側屋外階段へ避難誘導
非常用進入口 建物西側 (外装改修工事に伴い足場を 設置するため)	○月 ○日 ○時 ○分 ～○月 ○日 ○時 ○分	<ul style="list-style-type: none"> ・足場外部メッシュシート上に非常用進入口の表示をする。 ・防音パネル部分は、外部から開放できる常時閉鎖の開口部を設け、非常用進入口の表示をする。
第 2 管 理 の 方 法 等	<ol style="list-style-type: none"> 1 工事部分等及び使用している部分に、避難経路図を掲示する。 2 避難誘導担当者及び工事人に対して、避難経路について周知徹底する。 3 できる限り二方向避難を確保する。 4 工事施行責任者は、避難階段、通路等及び非常用進入口付近に障害となる資材等が置かれていないかを、随時確認する。 5 作業時間帯の非常口は、随時に開放できるようにする。 	

別紙 3

火災発生危険等に対する対策に関すること

第 1 火気使用設備器具の状況及び火災の発生のおそれのある機械器具等			
種類・数量	使用場所	使用期間・時間	設置方法
電気溶接機 2台	工事区域内	○月 ○日～ ○月 ○日	・使用の都度搬入し、可燃物のない不燃性床面に設置
ガス溶接機 1台	工事区域内	○月 ○日～ ○月 ○日	
第 2 管理の方法等	1 使用する場合は、事前に防火管理者へ届出をし、承認を受ける。		
	2 器具等の使用前、使用後の点検を確実に実施する。		
	3 溶接、溶断作業等を行う場合は、火花が飛散する範囲内の可燃物を除去又は不燃性シート等による遮へいをしてから行う。		
	4 溶接、溶断作業等を行う場合は、近くに消火器等を配置する。		
	5 溶接、溶断作業等を行う場合は、監視員を配置する。		
	6 危険物及び可燃物の周辺では、火気を使用しない。		
	7 地震の際には、出火防止のため安全を確認できるまでは作業を中断する。		

危険物品等の管理に関すること

第 1 危険物品等			
種類・数量	使用場所	使用期間・時間	堆積・設置方法等
合成樹脂エナメル塗料 (第 4 類第 3 石油類) 総量 90ℓ	工事区域内	○月 ○日～ ○月 ○日	<ul style="list-style-type: none"> ・一時保管場所に保管する ・使用する場合は、使用する量を小出しにする。 ・工事現場内に不燃性の仮設の囲いを設ける
壁用クロス等 30本	工事区域内	○月 ○日～ ○月 ○日	<ul style="list-style-type: none"> ・現場内のコンクリート床面に置く ・高積みしない。
第 2 管理の方法等	<ol style="list-style-type: none"> 1 危険物品等は、工事現場内には常時保管しない。保管する場合は、施錠するなど管理を徹底する。 2 塗料等の危険物を使用するときは、付近に火気及び火花を発するもの等がないことを確認してから使用する。 3 4 一時保管場所には、消火器を設置する。 5 常に整理整頓する。 6 危険物使用中は、火気の使用及び喫煙は禁止する。 7 危険物使用中は、換気を行いながら作業を行う。 8 危険物品等を貯蔵又は取り扱う場合は、事前に防火管理者及び工事施行責任者へ届出をし、承認を受ける。 		

別表 1

日常の火災予防組織

	防火担当責任者	業 務	火元責任者	業 務
防 火 管 理 者 又 は 防 火 管 理 責 任 者 ○ ○ ○ ○	工事A地区 ○ ○ ○ ○	1 防火管理者の補佐 2 作業現場のパトロール・監視 3 作業終了後の安全確認 4 作業現場の立入制限 5 火元責任者の指揮監督	現場事務所 ○ ○ ○ ○	1 火気管理 2 喫煙管理 3 避難施設の維持管理 4 作業現場の整理整頓 5 消火器・屋内消火栓の維持管理 6 地震時の初動措置 7 その他
			休憩室 ○ ○ ○ ○	
			作業A地区 ○ ○ ○ ○	

別表 2

日常の自主検査チェック表

月

日	曜日	検査項目										備考	
		就業時の火気管理	就業時施設錠管理	就業時の吸殻処理	消防用設備等維持管理				防火戸の閉鎖障害	防火シャッター等	避難経路の確認状況		危険物の保管状況
					消火設備等	非常警報設備等	避難誘導設備等						
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
16													
17													
18													
19													
20													
21													
22													
23													
24													
25													
26													
27													
28													
29													
30													
31													

- (凡例) ○…良
 ×…不備
 ⊗…即時改修

確認印	工事責任者